

山梨県消費生活条例 P1～9  
山梨県消費生活条例施行規則 P10～17

## ○山梨県消費生活条例

(平成十七年十二月二十二日 山梨県条例第百十二号)

### 目 次

- 第一章 総則(第一条—第八条の二)**
- 第二章 消費者の安全の確保(第九条—第十二条)**
- 第三章 表示の適正化等(第十三条—第十五条)**
- 第四章 不当な取引の防止(第十六条—第十八条)**
- 第五章 消費者被害の救済(第十九条—第二十五条)**
- 第六章 生活関連商品の需給の安定(第二十六条・第二十七条)**
- 第七章 啓発活動及び教育の推進等(第二十八条・第二十九条)**
- 第八章 知事に対する申出(第三十条)**
- 第九章 山梨県消費生活審議会(第三十一条)**
- 第十章 雜則(第三十二条—第三十六条)**
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者 個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。
- 二 事業者 法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。
- 三 商品 消費者が消費生活を営む上において使用する物をいう。
- 四 役務 消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

#### (基本理念)

第三条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 一 消費者の安全が確保される権利

- 二 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
  - 三 必要な情報及び教育の機会を提供される権利
  - 四 消費者の意見が消費者施策に反映される権利
  - 五 被害が生じた場合に適切かつ迅速に救済される権利
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

- 第四条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村が行う消費者の利益の擁護及び増進に関する施策について、必要な情報の提供、技術的助言その他の支援を行うものとする。

(事業者の責務)

- 第五条 事業者は、第三条の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。
- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
  - 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
  - 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
  - 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
  - 五 県が実施する消費者施策に協力すること。

- 2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

- 第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

- 第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。
- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

- 第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

#### (消費者基本計画)

第八条の二 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策に関する基本的な計画(以下この条及び第三十一条第二項第一号において「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 消費者施策を推進するための方針

二 前号に掲げるもののほか、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(平二七条例四七・追加)

#### 第二章 消費者の安全の確保

##### (危険商品等の供給の禁止)

第九条 事業者は、通常有すべき安全性を欠いていることにより消費者の生命又は身体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又は役務を供給してはならない。

2 事業者は、その供給する商品又は役務が消費者の生命又は身体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちにその旨を公表するとともに、その商品又は役務の供給の停止、その商品の回収その他危害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十条 知事は、前条第一項に該当する商品又は役務か否かを判断するため必要があると認めるときは、その商品又は役務を供給する事業者に対し、期間を定めて、その商品又は役務が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

(指導及び勧告)

第十二条 知事は、事業者が第九条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、直ちにその旨を公表するとともに、その商品又は役務の供給の停止、その商品の回収その他危害の防止のために必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

(情報提供)

第十三条 知事は、商品又は役務が通常有すべき安全性を欠いていることにより消費者の生命又は身体について重大な危害を発生させ、又は発生させる急迫した危険がある場合において、その危害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、生命又は身体に危害を発生させ、又は発生させる危険がある内容、その商品又は役務の名称、その商品又は役務を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他消費者の安全を確保するために必要な情報を消費者に提供するものとする。

#### 第三章 表示の適正化等

##### (表示等の適正化)

第十四条 事業者は、消費生活における安全を確保し、又は消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、その提供する商品又は役務について、次に掲げる事項の推進に努めなければならない。

- 一 消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないよう虚偽又は誇大な広告その他の表示をしないこと。
- 二 消費者が不利益を被ることがないよう適正に計量すること。
- 三 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。

(県の基準設定)

第十四条 知事は、消費生活における安全を確保し、又は消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、特に必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、商品又は役務の表示、計量及び規格について基準を定めることができる。

- 2 事業者は、商品又は役務を供給するに当たり、前項の規定による基準を遵守しなければならない。

(指導及び勧告)

第十五条 知事は、事業者が前条第二項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、同条第一項の規定による基準を遵守すべき旨を指導し、又は勧告することができる。

#### 第四章 不当な取引の防止

(不当な取引行為の禁止)

第十六条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

- 一 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品若しくは役務に関する重要な情報であって、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを探せば、若しくは誤認を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
  - 二 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、又は消費者を不安な状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
  - 三 取引における信義則に背反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。
  - 四 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は不当な手段により困惑させ、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又はその債務の履行をさせること。
  - 五 契約又は法令の規定に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。
  - 六 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張(以下この号において「申込みの撤回等」という。)を妨げ、又は申込みの撤回等によって生ずる債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。
  - 七 商品又は役務の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下この号において「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくはその債務の履行をさせること。
- 2 事業者は、消費者と取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

(指導及び勧告)

第十七条 知事は、事業者が前条第二項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に對し、不当な取引行為を改善すべきことを指導し、又は勧告することができる。

(情報提供)

第十八条 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、その不当な取引行為の内容、その不当な取引行為に係る事業者の氏名又は名称及び住所その他不当な取引行為による被害を防止するために必要な情報を消費者に提供するものとする。

## 第五章 消費者被害の救済

(消費生活協力団体及び消費生活協力員)

第十九条 知事は、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十一条の七第二項各号に掲げる活動を行わせるため、同条第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員を委嘱するものとする。

(平二七条例四七・全改、平二九条例一五・一部改正)

(苦情等の処理)

第二十条 知事は、消費者から消費生活に関する苦情又は相談の申出があったときは、速やかに、その内容を調査し、助言、あっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活に関する紛争処理)

第二十一条 知事は、前条の苦情又は相談の申出があった場合において、その苦情又は相談が県民の消費生活との関連性が高い商品又は役務についての事業者との民事上の紛争に係るもので、かつ、その紛争の解決のために専門的又は技術的な判断が要求されるものであるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、規則で定めるところにより、山梨県消費生活紛争処理委員会のあっせん又は調停に付することができる。

(消費生活紛争処理委員会)

第二十二条 前条のあっせん及び調停を行い、並びに事業者の提供する商品又は役務によって被害を受けた消費者がその事業者を相手として提起する訴訟(民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)第二百七十五条に規定する和解及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。以下この章において「消費者訴訟」という。)の援助に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として山梨県消費生活紛争処理委員会(以下この章において「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員十五人以内で組織する。

3 委員は、消費生活の安定及び向上に関し専門的知識を有する者、消費者及び事業者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に会長を置く。

6 会長は、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(事件の周知)

第二十三条 知事は、同種の被害の防止及び救済を図るため必要があると認めるときは、委員会におけるあっせん又は調停の経過及び結果を明らかにするものとする。

(訴訟に要する費用の貸付け等)

第二十四条 知事は、消費者が消費者訴訟を提起する場合において、その消費者訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものであると認めるときは、その消費者に対し、規則で定めるところにより、訴訟に要する費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

- 一 同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがある商品又は役務に係るもの
  - 二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの
  - 三 委員会において援助することが適当であると認めるもの
  - 四 その他規則で定めるもの
- 2 知事は、消費者の被害の救済に資するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、消費者訴訟を提起する者に対し、その消費者訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

(貸付金の返還及び免除等)

第二十五条 前条第一項の規定により貸し付ける資金(以下この条において「貸付金」という。)の貸付けを受けた者は、消費者訴訟が終了したときは、規則で定める日までに貸付金を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けた者が死亡したときその他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- 3 知事は、第一項の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けた者が災害、疾病その他やむを得ない事情により貸付金を返還することが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付金の返還を猶予することができる。

## 第六章 生活関連商品の需給の安定

(指定生活関連商品)

第二十六条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品(以下この項において「生活関連商品」という。)について、その供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがあると認めるとき、又はその価格が異常に上昇し、若しくは上昇するおそれがあると認めるときは、その生活関連商品を特に供給の確保又は価格の安定を図るべき商品(次条において「指定生活関連商品」という。)として指定することができる。

- 2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、前項の規定による指定を解除するものとする。

(勧告)

第二十七条 知事は、指定生活関連商品に係る事業者が買占め又は売惜しみによりその指定生活関連商品を多量に保有していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、その事業者に対し、その指定生活関連商品の買占め又は売惜しみの中止又は停止をすべきこと及びその指定生活関連商品の適正な価格での売渡しをすべきことを勧告することができる。

## 第七章 啓発活動及び教育の推進等 (啓発活動及び教育の推進)

第二十八条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実させるよう必要な施策を講ずるものとする。

### (試験、検査等の実施等)

第二十九条 知事は、消費者の安全の確保及び表示の適正化等に関する施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行うとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を公表するものとする。

## 第八章 知事に対する申出

第三十条 県民は、事業者がこの条例の規定に違反していることにより、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、知事に対しその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、その内容を調査し、その申出に理由があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

## 第九章 山梨県消費生活審議会

第三十一条 県民の消費生活の安定及び向上に関する基本的事項を調査審議するため、知事の附属機関として山梨県消費生活審議会(以下この条において「審議会」という。)を設置する。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 一 消費者基本計画を策定し、又は変更しようとするとき。
  - 二 第十四条第一項の規定による基準を定め、変更し、又は廃止しようとするとき。
  - 三 第十六条第一項の規定による規則を定め、又は改正しようとするとき。
  - 四 第二十六条第一項の規定による指定をし、又は同条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。
- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 委員は、消費生活の安定及び向上に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- 5 第二十二条第四項から第九項までの規定は、審議会について準用する。

(平二七条例四七・一部改正)

## 第十章 雜則

### (告示)

第三十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、県公報に登載することにより告示しなければならない。

- 一 第十四条第一項の規定による基準を定め、変更し、又は廃止したとき。
- 二 第二十六条第一項の規定による指定をし、又は同条第二項の規定による指定の解除をしたとき。

(報告及び立入調査)

第三十三条 知事は、第二章から第四章まで及び第六章の規定の施行に必要な限度において、事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し報告させ、又はその職員をして、事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所、店舗、工場、倉庫その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見陳述等の機会の付与)

第三十四条 知事は、第十一条、第十五条、第十七条又は第二十七条の規定による勧告をしようとするときは、その勧告に係る事業者に対し、意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提示する機会を与えるものとする。

(公表)

第三十五条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- 一 第十条の規定による資料の提出の求めに応じず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- 二 第十一条、第十五条、第十七条又は第二十七条の規定による勧告に従わないとき。
- 三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(委任)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の山梨県消費生活の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定によりされた勧告、報告の請求、貸付けその他の行為は、この条例の相当規定によりされた勧告、報告の請求、貸付けその他の行為とみなす。
- 3 施行日前に旧条例第十四条第一項の規定に違反した者については第十四条第二項の規定に違反した者と、旧条例第十七条の三第一項の規定に違反した者については第十六条第二項の規定に違反した者とみなす。
- 4 施行日前に旧条例第三十二条第一項に規定する山梨県消費生活紛争処理委員会で調査審議された事項は、第二十二条第一項に規定する山梨県消費生活紛争処理委員会で調査審議された事項とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に従前の山梨県消費生活紛争処理委員会の委員である者は、施行日に、第二十二条第三項の規定により山梨県消費生活紛争処理委員会の委員として委嘱され、

又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日における従前の山梨県消費生活紛争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

6 施行日前においても、旧条例第三十一条第一項に規定する山梨県消費生活保護審議会に意見の聴取を行うことにより、第三十一条第二項の規定による意見の聴取が行われたものとみなす。

7 この条例の施行の際現に従前の山梨県消費生活保護審議会の委員である者は、施行日に、第三十一条第四項の規定により山梨県消費生活審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項において準用する第二十二条第四項の規定にかかわらず、施行日における従前の山梨県消費生活保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

8 施行日前に旧条例第十条第三項（旧条例第十七条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項の規定により報告をしなければならないとされる事項で、施行日前にその報告がされていないものについては、施行日以後は、これを、第三十三条第一項の規定により報告をしなければならないとされた事項についてその報告がされていないものとみなす。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

9 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

#### 附 則（平成二七年条例第四七号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県消費生活条例第一章中第八条の次に一条を加える改正規定及び第三十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成二九年条例第一五号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

# ○山梨県消費生活条例施行規則

(昭和五十年十月二十七日 山梨県規則第四十二号)

## (趣旨)

第一条 この規則は、山梨県消費生活条例（平成十七年山梨県条例第百十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (条例第十六条第一項第一号の不当な取引行為)

第二条 条例第十六条第一項第一号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- 一 商品若しくは役務の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品若しくは役務の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて、又はそのような広告その他の表示で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 二 商品又は役務に関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、又は保有し得るものを消費者に提供せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 三 事業者の氏名若しくは名称若しくは住所を明らかにせず、又はこれらを偽つて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 四 消費者が契約の締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは誤認させるような事実を告げて、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 五 商品又は役務の品質、内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤認させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 六 商品又は役務の購入、利用又は設置が法令、慣習等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 七 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な団体の職員と誤認させ、若しくは自らの学歴、資格等について誤認させるような言動、表示等を用いて、又は官公署、公共的団体若しくは著名な団体若しくは個人の許可、認可、後援等の関与を得ていると誤認させるような言動、表示等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

## (条例第十六条第一項第二号の不当な取引行為)

第三条 条例第十六条第一項第二号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- 一 威圧的な言動を用いて、又は長時間にわたり、反復して、若しくは契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような手段で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 二 電子メールその他の電気通信（有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。）を介して広告その他の表示を消費者の受信の拒絶の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、反復して送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 三 正当な理由なく、早朝又は深夜に電話をし、又は訪問すること等の消費者の私生活又は業務の平穀を害するような手段で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 四 路上その他公共の場所において消費者を呼び止め、その場で、又は営業所若しくはその他の誘引した場所で、執ように説得し、又は威圧的な言動を用いて、契約の締結を勧誘し、

又は契約を締結させること。

- 五 親切な行為又は無償若しくは著しい廉価の商品又は役務の供給を行うことにより、消費者の心理的な負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 六 消費者からの要請がないにもかかわらず、商品又は役務の購入のための資金に関する借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 七 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせず、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 八 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について、事実と異なる内容の契約書を作成させて、契約を締結させること。
- 九 消費者の不幸を予言すること、消費者の健康上の不安、老後の不安その他の生活上の不安を殊更にあおること等により、消費者を不安な状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 十 消費者が従前にかかわった取引に関する情報をを利用して消費者を不安な状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被つている不利益の拡大を防止することができるかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 十一 主たる販売目的以外の商品又は役務を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥らせ、商品若しくは役務の購入の契約の締結を勧誘し、又はその契約を締結させること。

(条例第十六条第一項第三号の不当な取引行為)

- 第四条 条例第十六条第一項第三号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。
- 一 法令の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する等、信義則に背反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させること。
- 二 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金について、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させること。
- 三 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限する条項を設けた契約を締結させること。
- 四 契約書に消費者が購入の意思表示をした商品又は役務と異なるものを記載して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。
- 五 消費者にとって不当に過大な量の商品若しくは役務又は不当に長期にわたって供給される商品若しくは役務の購入を内容とする契約を締結させること。
- 六 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を設けた契約を締結させること。
- 七 商品又は役務の購入に伴つて消費者が受ける信用がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、その信用の供与を伴つた契約を締結させること。
- 八 債務不履行、債務の履行に際してされた不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた事業者の損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又はその瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させること。
- 九 クレジットカード、会員証、暗証番号その他の商品又は役務を購入する際の資格を証す

るものが第三者によつて不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させること。

(条例第十六条第一項第四号の不当な取引行為)

第五条 条例第十六条第一項第四号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- 一 消費者又はその保証人等法律上支払義務のある者（以下この条において「消費者等」という。）を欺き、威迫し、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に電話をすること、若しくは訪問することその他の不当な手段により困惑させ、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- 二 消費者等を欺き、威迫し、又は不当な手段により困惑させ、預金の払戻し、生命保険の解約、借入れを受けること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務の履行をさせること。
- 三 消費者等に対して、正当な理由なく、消費者等に不利益となる情報を消費者等の支払能力に関する情報の収集及び提供を業とする者若しくは消費者等の関係人に通知し、又はインターネットその他の情報伝達手段を用いて情報を流布する旨の言動を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- 四 契約の成立又は有効性について消費者等が争つているにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- 五 消費者の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由なく、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又はその協力をさせること。
- 六 消費者等に対して、事業者の氏名若しくは名称若しくは住所について明らかにせず、又は偽つて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

(条例第十六条第一項第五号の不当な取引行為)

第六条 条例第十六条第一項第五号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- 一 債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させ、商品又は役務を契約の趣旨に従つて供給しないこと。
- 二 契約又は法令の規定により消費者に認められている財務書類を閲覧する権利、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使を拒否し、閲覧、開示等を拒むこと。
- 三 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者の対処が可能な期間前の通知をすることなく、債務の全部又は一部の履行を中止すること。

(条例第十六条第一項第六号の不当な取引行為)

第七条 条例第十六条第一項第六号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- 一 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回等に際し、これらを不当に拒否すること、不当な違約金、損害賠償金等を要求すること、威迫すること等により、契約の成立又は存続を強要すること。
- 二 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、これに応じず、威迫し、又は欺くことにより、その権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- 三 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。

- 四 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品若しくは役務の使用若しくは利用をさせて、契約の成立又は存続を強要すること。
- 五 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、役務の対価等の支払を要求して、その権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- 六 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、消費者の中途解約の申出に対して、これを不当に拒否すること、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求すること、威迫すること等により、契約の存続を強要すること。
- 七 消費者の契約の申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。
- 2 前項第二号から第五号までに規定する「クーリング・オフの権利」とは、次に掲げる権利をいう。
- 一 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四条の四第一項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
  - 二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第九条第一項、第二十四条第一項、第四十条第一項、第四十八条第一項及び第五十八条第一項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
  - 三 前二号に規定する法律以外の法令の規定又は契約により認められた権利で前二号に掲げる権利に類するもの
- (条例第十六条第一項第七号の不当な取引行為)
- 第八条 条例第十六条第一項第七号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。
- 一 重要な情報を提供せず、又は誤認させるような表現を用いて、立替払、債務の保証その他の与信契約等の締結を勧誘し、又はその与信契約等の締結をさせること。
  - 二 消費者の返済能力を超えることが明白な与信契約等であるにもかかわらず、その与信契約等の締結を勧誘し、又はその与信契約等の締結をさせること。
  - 三 販売業者等（商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店を営む者その他の実質的な販売行為を行う者をいう。以下この条において同じ。）の行為が第二条から第四条までに規定する不当な取引行為に該当することを知りながら、又は契約上知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。
- 四 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもつて消費者が正当な根拠に基づき債務の履行を拒否できる場合であるにもかかわらず、不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (あつせん又は調停の通知)
- 第九条 知事は、条例第二十一条の規定により、消費生活に係る紛争について、山梨県消費生活紛争処理委員会（以下「委員会」という。）のあつせん又は調停に付すときは、その旨を委員会及び当該紛争に係る当事者に通知するものとする。
- (委員の指名等)
- 第十条 委員会によるあつせんは三人のあつせん委員が行い、調停は三人又は五人の調停委員からなる調停委員会を設けて行う。
- 2 前項に規定するあつせん委員及び調停委員は、委員会の委員のうちから、事件ごとに、会長が指名する。
- (あつせん又は調停の開始)

第十一條 委員会は、第九条に規定するあつせん又は調停の通知を受けたときは、速やかに、当該紛争について、あつせん又は調停を開始しなければならない。

(出頭要求等)

第十二条 委員会は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者、利害関係人若しくは参考人の出頭を求め、それらの者の意見を聴き、又は関係書類若しくは関係物件の提出を求めることができる。

(調査の委託等)

第十三条 委員会は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、関係行政機関、試験研究機関その他の専門機関に対し、必要な調査等を委託し、又は鑑定を依頼することができる。

(調停案の作成及び受諾勧告)

第十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。

2 前項に規定する調停案は、当該調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

3 第一項に規定する調停案の受諾勧告は、相当の期間を定めて行わなければならない。

(あつせん又は調停の終了)

第十五条 あつせん又は調停は、当事者間に合意が成立し、これを調書に記載し、当事者及びあつせん委員又は調停委員が記名押印したときをもつて終了したものとする。

(あつせん又は調停をしない場合)

第十六条 あつせん委員又は調停委員会は、当該紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適当でないと認めるとき、又は著しく困難であると認めるときは、当該あつせん委員又は当該調停委員会の委員の過半数の同意により、あつせん又は調停をしないことができる。

2 委員会は、前項の規定によりあつせん又は調停をしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(あつせん又は調停の打切り)

第十七条 あつせん委員又は調停委員会は、当該紛争について、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、当該あつせん委員又は当該調停委員会の委員の過半数の同意により、あつせん又は調停を打ち切ることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(知事への結果等の報告)

第十八条 委員会は、あつせん若しくは調停が終了したとき、あつせん若しくは調停をしないとき、又はあつせん若しくは調停を打ち切ったときは、遅滞なく、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(貸付対象となる訴訟に要する費用)

第十九条 条例第二十四条第一項の規定により貸し付ける貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる費用は、次に掲げるものとする。

- 一 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二章の規定による裁判所に納める費用
- 二 訴訟代理人に支払う報酬その他の費用
- 三 前二号に掲げるもののほか、訴訟に要する費用で委員会が特に貸付けの対象とすることが適當であると認めるもの

(貸付額の範囲)

第二十条 貸付金の額は、裁判所の審級ごとに一件につき五十万円以内とする。ただし、委員会が特にその額を超えて貸付金を貸し付ける必要があると認めて知事に申し出た場合は、この限りでない。

(一件当たりの被害額)

第二十一条 条例第二十四条第一項第二号に規定する規則で定める額は、百万円とする。

(規則で定める貸付要件)

第二十二条 条例第二十四条第一項第四号に規定する規則で定める要件は、県内に住所を有する者が提起することとする。

(貸付金の利息)

第二十三条 貸付金は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第二十四条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟貸付申請書（第一号様式）に、本人の住民票の写しその他知事が特に必要とする書類を添えて知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定及び通知)

第二十五条 知事は、前条の消費者訴訟貸付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要な調査を行い、貸付金の貸付けをすべきものと認めるときは、速やかに、貸付金の貸付けを決定するものとする。この場合において、知事は必要により条件を付けることができる。

2 知事は、前項の規定により、貸付金の貸付けの決定をしたときは、当該申請をした者に対し、書面により、決定の内容及び条件（貸付金の貸付けの決定に条件を付した場合に限る。）を通知するものとする。

(請求書の提出等)

第二十六条 前条第二項の規定により貸付金の貸付けの決定の通知を受けた者は、貸付金の交付を受けようとするときは、消費者訴訟貸付金（追加）交付請求書（第二号様式）及び消費者訴訟（追加）貸付金借用書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。

(追加申請等)

第二十七条 貸付金の貸付けを受けている者（以下「借受者」という。）は、既に交付を受けた貸付金の額では訴訟を維持することが困難である場合は、第二十条に規定する貸付限度額の範囲内で更にその不足する貸付金の貸付けを申請することができる。

2 第二十四条から前条までの規定は、前項の規定による貸付金の追加の申請について準用する。この場合において、第二十四条中「消費者訴訟貸付申請書（第一号様式）」とあるのは「消費者訴訟貸付金追加貸付申請書（第四号様式）」と読み替えるものとする。

(貸付金の返還日)

第二十八条 条例第二十五条第一項に規定する規則で定める日は、貸付金の貸付けに係る訴訟が終了した日の翌日から起算して六月を経過した日（その日が金融機関の休日に当たるときは、金融機関の翌営業日）とする。

(貸付金の返還免除)

第二十九条 知事は、借受者が死亡した場合のほか、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除するものとする。

- 一 借受者が勝訴した場合において、相手方から弁済を受けた額が県から貸付けを受けた貸付金の額に満たなかつたとき。
- 二 借受者が敗訴したとき。

- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に免除する必要があると認めるとき。
- 2 借受者は、前項の規定による貸付金の返還の免除を受けようとするときは、消費者訴訟貸付金返還免除申請書(第五号様式)に、知事が特に必要と認める書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付金の返還猶予)

第三十条 借受者は、条例第二十五条第三項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとするときは、消費者訴訟貸付金返還猶予申請書(第六号様式)に、知事が特に必要と認める書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(延滞違約金)

第三十一条 知事は、借受者が正当な理由なく返還期日までに貸付金を返還しないときは、当該返還期日の翌日から当該貸付金を返還した日までの日数に応じ、当該貸付金につき年十七五パーセントの割合で計算した額の延滞違約金を徴収するものとする。ただし、当該延滞違約金の額が百円未満であるときは、この限りでない。

(貸付決定の取消し等)

第三十二条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第二十五条第一項(第二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の貸付けの決定について、その全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 正当な理由なく訴訟を提起しないとき。
  - 二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
  - 三 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付けを受けたとき。
- 2 知事は、前項の規定により、貸付金の貸付けの決定を取り消すときは、期限を定めて既に貸し付けた貸付金の全部又は一部を返還させるものとする。
- 3 前条の規定は、前項の規定により、貸付金を返還する場合について準用する。

(届出事項等)

第三十三条 借受者(第三号に掲げる場合にあつては、当該訴訟を承継した者)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 訴訟を提起したとき。
- 二 判決の確定等により訴訟が終了したとき。
- 三 訴訟の承継があつたとき。
- 四 訴訟代理人に変更があつたとき。
- 五 借受者の住所又は氏名に変更があつたとき。
- 六 訴訟に係る請求内容を変更したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に届出事項として必要があると認めたとき。

- 2 知事は、必要に応じ、当該訴訟の進ちょく状況及び貸付金の使用状況について、借受者に報告を求めることができる。

(知事に対する申出の手続)

第三十四条 条例第三十条第一項の規定により申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 求める措置の内容及び申出の理由
- 三 その他参考となる事項

(身分証明書)

第三十五条 条例第三十三条第二項に規定する身分を示す証明書は、第七号様式によるものと

する。

(附属機関の庶務)

第三十六条 山梨県消費生活審議会及び委員会の庶務は、県民生活部において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第十三条から第二十八条までの規定は、条例第二十二条及び第二十三条の規定の施行の日から施行する。

附 則（平成元年規則第一号）

この規則は、平成元年二月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第一五号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第五六号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第五号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第一二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第一二号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。